

＜議会報告会 開催方法（案）＞

会 の 名 称	第8回堺市議会 議会報告会 (名称：高校生みらい議会トークカフェ)												
開 催 日	平成30年11月17日(土)												
開 催 時 間	午後1時 ～ 4時(2～3時間程度)												
開 催 会 場	議場及び委員会室等												
対 象 者	高校生等												
申 込 方 法	事前申込制(定員48人)												
主 な 内 容	<p>2部構成で実施</p> <p>○第1部 議会報告(20～30分程度) (議会制民主主義と地方自治における二元代表制について) ※高校生等の議会活動、議会制民主主義等への理解促進を図る。</p> <p>○第2部 議員との懇談(ワールドカフェ方式による意見交換) (120分程度)</p> <p>・本会議場から各委員会室等の会場へ移動する。(約10分)</p> <p>【会場】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <tr> <td style="width: 60%;">1・2委員会室</td> <td>3テーブル</td> </tr> <tr> <td>3・4委員会室</td> <td>3テーブル</td> </tr> <tr> <td>第一会議室</td> <td>2テーブル</td> </tr> <tr> <td>第二会議室</td> <td>2テーブル</td> </tr> <tr> <td>議会運営委員会室</td> <td>2テーブル</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>12テーブル</td> </tr> </table> <p>・1テーブルに着席するのは議員2人、高校生等3～4人とする。</p> <p>・各テーブルのファシリテーター(促進役)は議員間で調整する。</p> <p>・1巡目のテーブルの意見交換終了後、参加者は2巡目のテーブルに移動する。</p> <p>・参加者は各テーブル25分程度×2テーブルを回り、合計2つのテーマについて意見交換を行う(議員は移動しない。予め事務局で階の移動がないように調整しておく)。</p> <p>・各テーブルで発言することのできる者は、トーキングオブジェクト(ぬいぐるみ等)を持った者のみとし、発言中、他の者は口を挟まず意見を聴き、また、他人の意見を否定しないことをルールとする。所定の時間にテーブルの全員が発言できるよう、トーキングオブジェクト(ぬいぐるみ等)を次の参加者に回していく。</p> <p>・議員(記録役)は、各テーブルでの議論のポイントを記録・整理しておく。</p> <p>・終了後、それぞれのテーブルで出た議論の内容を協議・整理し、各ファシリテーターから意見交換内容の総括発表を行う。(5分程度×12テーブル)</p> <p>・懇談テーマ設定については、事前に複数テーマを議会力向上会議で内定、議会運営委員会で決定する。決定したテーマの中から各テーブルで議員と参加者が話合ってテーマ選定し、意見交換する。</p>	1・2委員会室	3テーブル	3・4委員会室	3テーブル	第一会議室	2テーブル	第二会議室	2テーブル	議会運営委員会室	2テーブル	合計	12テーブル
1・2委員会室	3テーブル												
3・4委員会室	3テーブル												
第一会議室	2テーブル												
第二会議室	2テーブル												
議会運営委員会室	2テーブル												
合計	12テーブル												

出席議員	<ul style="list-style-type: none"> ○正副議長、正副議運委員長 ○上記以外の議員（各常任委員会正副委員長及び委員2名程度。事前の委員協議で選出） <p>合計30人程度 ※極端な参加者の増減が発生した場合は柔軟に対応するものとする。</p>
市民への周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ○正副議長記者会見 ○報道提供、ホームページ掲載 ○議員によるチラシ配布とポスター掲示 ○「広報さかい」掲載 ○市内高校への依頼文の送付等（大阪府教育庁への協力依頼、市教育委員会との連携等）

大阪維新の会堺市議会議員団(案)

<議会報告会 開催方法(案)>

会 の 名 称	第8回堺市議会 議会報告会 (名称:)
開 催 日	平成30年11月17日(日)
開 催 時 間	午後1時 ~ (2~3時間程度)
開 催 会 場	議場及び委員会室
対 象 者	高校生・大学生
申 込 方 法	事前申込制(定員48人)
主 な 内 容	<p>2部構成で実施</p> <p>○第1部 議会報告(30分程度) (主な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度決算の概要説明 ・ ・ ・ ・ <p>○第2部 議員との懇談(120分程度) (主な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1グループ(議員1名参加者4名)×12テーブル ワールドカフェ方式 ・事前に質問を募り、テーマ2項目を1項目30分×2回。 ・発表1テーブル5分×12テーブル ・ ・ ・ ・ <p>今回の開催とは別に一般市民を対象とした議会報告会の開催を要望する。</p>

公明党堺市議団(案)

<議会報告会 開催方法(案)>

会 の 名 称	第8回堺市議会 議会報告会 (名称:)
開 催 日	平成30年11月17日(土)
開 催 時 間	午後1時 ~ 4時(2~3時間程度)
開 催 会 場	議場及び地下1階食堂(要調整)
対 象 者	高校生(市内在学の高校1~3年生)
申 込 方 法	事前申込制(定員48人、1校あたり2名~4名)
主 な 内 容	<p>1部構成で実施</p> <p>○議会報告(10分程度) (議長が高校生に対して議会の仕組みや役割について簡単に説明)</p> <p>○高校生による市政提案(60分程度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加校につき代表者1名が若者ならではの視点や斬新な発想を活かして市政への提案を行う(提案内容については事前提出)。 <p>○議員と高校生の意見交換会(60分程度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本会議場から地下1階食堂へ移動する。(うち10分程度) ・1テーブルに着席するのは参加者6名、議員2名(×8テーブル)とする。 ・各テーブルの進行役は議員間で調整する。 ・議員と高校生がお茶などを飲みながら、気楽に意見交換を行う場として、上記の市政提案について、本人等に議員の感想・意見を伝える。また高校生から出された質問に議員が真摯に答える。 ・地下1階食堂から本会議場へ移動する。(うち10分程度) <p>○高校生による参加した感想等の発表(20分程度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者全員が感想を発表する(高校生1名×30秒程度)。

＜議会報告会 開催方法（案）＞

会 の 名 称	第8回堺市議会 議会報告会 (名称：高校生みらい議会 (議員と共に政策を考える))
開 催 日	平成30年11月17日(土)
開 催 時 間	午後1時 ～ 4時 (2～3時間程度)
開 催 会 場	議場及び委員会室
対 象 者	高校生 (高校1～3年生、市内在住・在学の高校生)
申 込 方 法	事前申込制 (定員48人)
主 な 内 容	<p>2部構成で実施</p> <p>○第1部 議会報告 (30分程度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高校生の政治、行政、選挙への理解と関心を高める内容をテーマとして実施 <p>高校生模擬議会 (うち15分程度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高校生に議会を体感してもらうことを目的として、参加者が議場で議員に質問を行い、答弁を求める議会における質問通告形式にて実施 <p>○第2部 議員との懇談 (ワールドカフェ方式による意見交換) (100分程度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本会議場から委員会室へ移動する。(約10分) ・ 第1・第2委員会室の8テーブル、第3・第4委員会室の8テーブルを使用する。 ・ 1テーブルに着席するのは議員1人、参加者3人とする。 <p style="text-align: center;"> { 第1・第2委員会室 (8テーブル) 第3・第4委員会室 (8テーブル) } </p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各部屋 (委員会室) 1名のファシリテーター役 (促進役) 議員の指揮・進行のもと、各テーブルで意見交換を開始する。ファシリテーター役は議員以外の者も可とする。 ・ ファシリテーター役議員の指示により、共通のテーマについて一斉に意見交換を行い、意見交換後、参加者はテーブルを移動し、各テーブル25分程度×2テーブルを回る (各テーブル1名の議員は自席に残る) ・ 各テーブルの中央には模造紙、付箋、筆記用のペンを置いておき、議員又は参加者が出した意見やアイデア等を自由に付箋等へ書き込み、分類し、模造紙に貼り付けていく。 ・ 各テーブルで発言することのできる者は、トーキングオブジェクト (ぬいぐるみ等) を持った者のみとし、発言中、他の者は口を挟まず意見を聴き、また、他人の意見を否定しないことをルールとする。所定の時間にテーブルの全員が発言できるよう、トーキングオブジェクト (ぬいぐるみ等) を次の参加者に回していく。 ・ 意見交換終了後、ファシリテーター役議員が各テーブルの模造紙に貼付された意見や政策等の紹介や参加者または議員の発言 (発表) を求める ・ 懇談テーマは、事前に議会運営委員会、又は議会力向上会議で数テーマ候補を決定しておき、参加者の希望が多かった2～3テーマに決定。 ・ その他、参加者からの質問事項がある場合は、事前に提出していただき、文書で回答できるようにしておく (ワールドカフェ方式の運営には直接関係しない)。

＜議会報告会 開催方法（案）＞

会 の 名 称	第 8 回堺市議会 議会報告会 (名称：長谷川俊英)
開 催 日	平成 3 0 年 1 1 月 1 7 日 (土)
開 催 時 間	午後 1 時 ～ (2 ～ 3 時間程度)
開 催 会 場	議場及び委員会室に限らず、各区役所等、市民の身近な場所で開催する
対 象 者	限定しない
申 込 方 法	事前申込制 (定員〇人) 事前申し込みを不要とできる場所を選ぶ。
主 な 内 容	<p>■議会報告会の開催にあたっては、議会基本条例の各規定に基づくものとするべきである。</p> <p>前文＝本市議会は、議会の活動に関する様々な情報を積極的に発信し、これを市民と共有するとともに、多くの市民の市政への参画を推進することにより、市民にとってより身近で開かれた議論の場としての役割の強化及び充実に努めなければならない。</p> <p>第3条 議会は、<u>前条第1項各号</u>に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。</p> <p>(2)市民との意見交換等を通じて、多様な課題の解決に取り組むこと。</p> <p>(3)議会活動について、市民に説明し、情報公開を行うこと。</p> <p>第19条 議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会の活動に参加する機会の充実に努めるものとする。</p> <p>■上記各規定の主旨から言えば、「市民」を特定すべきではなく、参加意思を有するすべての市民が、報告会への参加を保障されるべきで、議会はその実現に努めるべきである。</p> <p>■また、そのためには、特定ではない市民がより参加しやすい環境づくりを行うべきであって、市議会議場や委員会室から、より市民の身近な開催場所とすべきである。</p> <p>ちなみに、大阪府で最初に議会報告会を実施した熊取町においては、各地域の集会所等を開催場所としている。</p> <p>■なお、「議会報告会」とする限りは、基本的には各定例会ごとに行うべきであって、この点からも開催方法の再検討が必要である。</p> <p>■議会基本条例第 3 条第 2 号の規定による「市民との意見交換」という視点からすれば、各定例会ごとに市民の意見を聴くという開催方法も考えられる。その例は、友好都市である米バークレー市に見られる。</p>